

# 豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱

(目的)

第1条 この事業は、おおむね60歳以上の高齢者に対し、教養の向上・レクリエーション等の活動を推進し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする老人憩の家の運営に対し、補助金を交付することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この事業の補助対象者は、豊中市老人憩の家運営要綱に基づき、指定を受けた老人憩の家の管理運営を行う団体（以下「団体」という。）とする。ただし、市立老人憩の家は除く。

(補助金交付額)

第3条 補助金交付額は、一老人憩の家 月額6,000円とする。

(補助金交付の申込み及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、豊中市老人憩の家補助金交付申込書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、補助金にかかる予算書（様式第3号）及び代表者届（様式第4号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査の上、交付を決定したときは、申込者に対して、豊中市老人憩の家運営補助金交付決定通知書（様式第5号）を、交付しないことに決定したときは、申込者に対して、豊中市老人憩の家運営補助金不交付決定通知書（様式第6号）を交付する。

3 前項の補助金の交付にあたっては、その用途について、報償費、需用費（消耗品費、耐久性消耗品費（2万円未満に限る）、印刷製本費に限る）、使用料及び賃借料、並びに備品購入費（図書購入費に限る）の費目の範囲内で高齢者の教養の向上、レクリエーション活動等のため、老人憩の家の運営に現に必要とする経費に使用しなければならないことを内容とする条件を付するものとする。

(補助金の戻入)

第5条 補助金の交付を受けた団体は、交付を受けた運営補助金のうち執行しなかったものについては、市へ戻入するものとする。

(補助金の精算及び返還)

第6条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、年度終了後速やかに、豊中市老人憩の家活動実績報告書（様式第7号）に老人憩の家活動実施状況調書（様式第8号）及びその他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、虚偽の申込みその他不正の行為により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月1日から施行する。

年度 豊中市老人憩の家補助金交付申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 老人憩の家名 \_\_\_\_\_

所在地 豊中市 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱第4条第1項の規定により補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

|         |               |
|---------|---------------|
| 補助金等の名称 | 豊中市老人憩の家運営補助金 |
| 補助金申込額  | 円             |

(添付書類)

- 1. 事業計画書 (様式第 2 号)
- 2. 補助金にかかる予算書 (様式第 3 号)
- 3. 代表者届 (様式第 4 号)
- 4. 管理運営委員会名簿

# 年度事業計画書

老人憩の家名

| 月  | 主 な 活 動 | その他の活動     |
|----|---------|------------|
| ４  |         | (１) 定例     |
| ５  |         |            |
| ６  |         |            |
| ７  |         |            |
| ８  |         |            |
| ９  |         | (２) 趣味の会など |
| １０ |         |            |
| １１ |         |            |
| １２ |         |            |
| １  |         |            |
| ２  |         |            |
| ３  |         |            |
| 備考 |         |            |

年度 豊中市老人憩の家補助金にかかる予算書

老人憩の家名 \_\_\_\_\_

収入の部

| 費 目   | 金 額 | 説 明 |
|-------|-----|-----|
| 補 助 金 | 円   |     |

支出の部

| 費 目         | 金 額 | 説 明 |
|-------------|-----|-----|
| (1) 報 償 費   | 円   |     |
| (2) 消 耗 品 費 | 円   |     |
| (3) 印刷製本費   | 円   |     |
| (4) 使用料・賃借料 | 円   |     |
| (5) 図書購入費   | 円   |     |
| 合 計         | 円   |     |

年 月 日

豊 中 市 長 様

老人憩の家名 \_\_\_\_\_

老人憩の家代表者届

次のとおり選任され、老人憩の家補助金に関する一切の責任を、私が負うもの  
あります。

記

1. 住 所
- 豊中市
2. 氏 名
- 
3. 電話番号
- ( )
4. 生年月日
- M.T.S 年 月 日生

年度 豊中市老人憩の家運営補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長 長 内 繁 樹

年 月 日付で申し込みがありました老人憩の家運営補助金について、豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり決定します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 補 助 金 の 名 称 | 豊中市老人憩の家運営補助金 |
| 補助金交付決定額    | 円             |

交付の条件

1. この補助金は、おおむね60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等  
の活動を促進し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とする老人憩の家の運営を行うために要する諸費用のみに利用し、他に流用しないこと。
2. 前項に違反した場合は、補助金を返還すること。
3. 年度終了後、速やかに活動実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出すること。
4. この補助金に関する帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保管しておくこと。

年度 豊中市老人憩の家運営補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付申込みのあった運営補助金については、次のとおり不交付と決定いたしましたので、通知します。

記

老人憩の家名

理 由



年度 豊中市老人憩の家活動実績報告書

年 月 日

豊 中 市 長 様

老人憩の家名  
所在地 豊中市  
代表者氏名

年 月 日付、第 号により交付決定のあった補助金にかかる活動実績について、豊中市老人憩の家運営補助金交付事業要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 執 行 済 額   | 円 |
| 残 額       | 円 |
| 市への戻入額    | 円 |

(添付書類)

- 1. 老人憩の家運営補助金支出明細書
- 2. 領収書添付用紙
- 3. 運営補助金にかかる支払証書

年度 老人憩の家活動実施状況調書

年 月 日  
老人憩の家名 \_\_\_\_\_

|    | 総 数  |       | 左 記 の 会 合 の 数 の 内 訳 |       |          |      |     |
|----|------|-------|---------------------|-------|----------|------|-----|
| 月  | 会合の数 | 利用者人員 | 教養の向上               | 健康の増進 | レクリエーション | 地域活動 | 備 考 |
| 4  | 回    | 人     | 回                   | 回     | 回        | 回    |     |
| 5  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 6  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 7  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 8  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 9  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 10 |      |       |                     |       |          |      |     |
| 11 |      |       |                     |       |          |      |     |
| 12 |      |       |                     |       |          |      |     |
| 1  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 2  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 3  |      |       |                     |       |          |      |     |
| 計  | 回    | 人     | 回                   | 回     | 回        | 回    |     |